

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 22日

都道府県知事 川勝 平太 殿

磐田市長 草地 博昭 殿

提出者 高砂香料工業（株）磐田工場

住 所 静岡県磐田市海老塚1番地

氏 名 工場長 隈元浩康

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

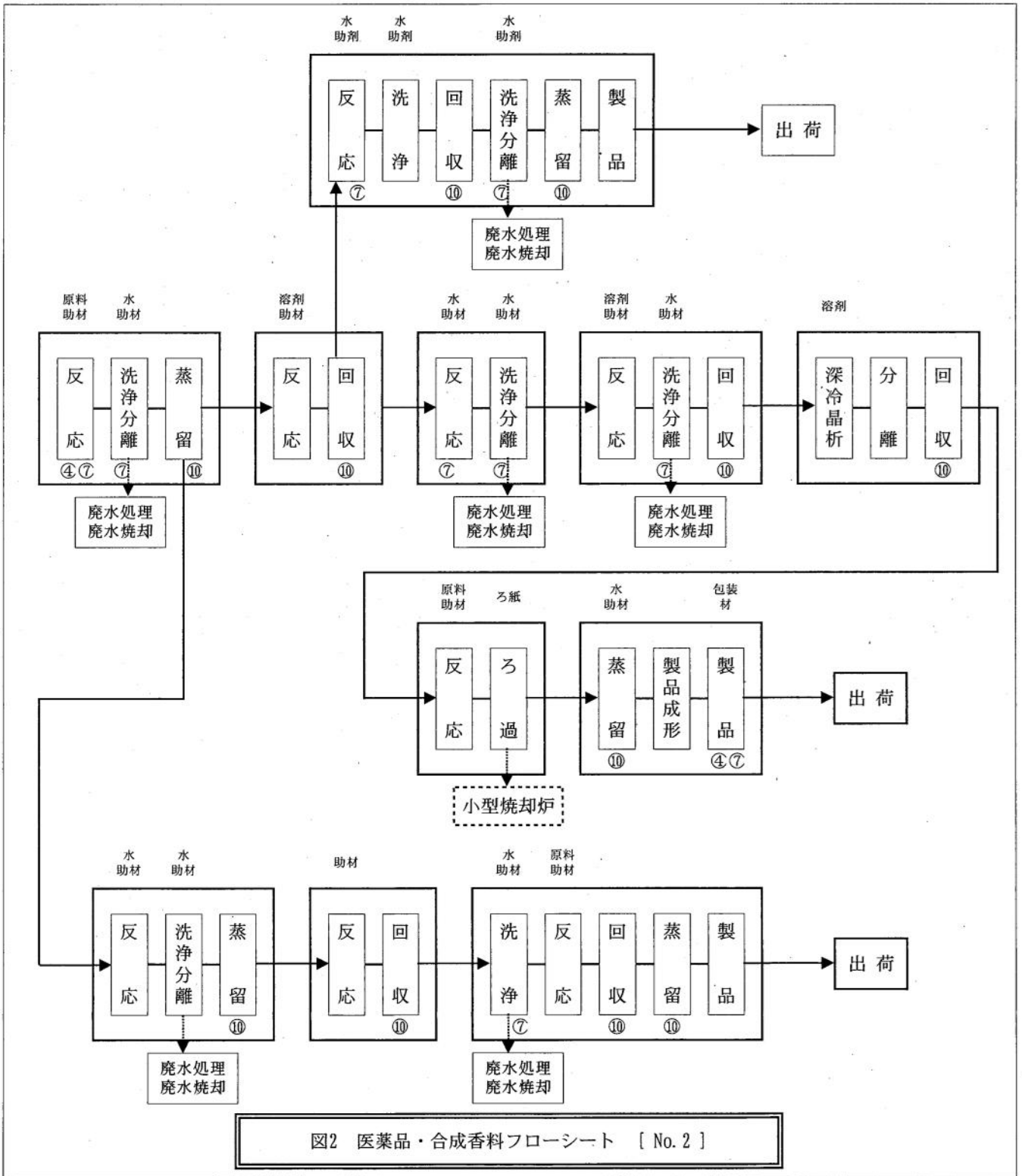
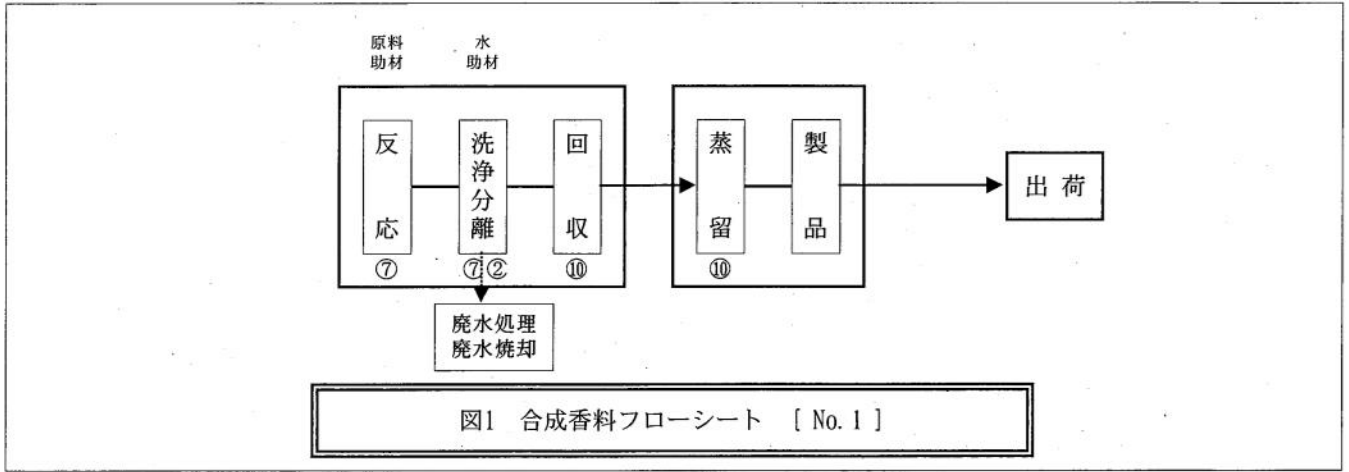
電話番号 0538-32-8211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高砂香料工業（株）磐田工場
事業場の所在地	静岡県磐田市海老塚1番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	化学工業（医薬品製造業）
② 事業の規模	製造品出荷額 75億円
③ 従業員数	257名（正社員204名、それ以外の従業員53名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本産業規格 A列4番）

各種廃棄物排出等フローシート



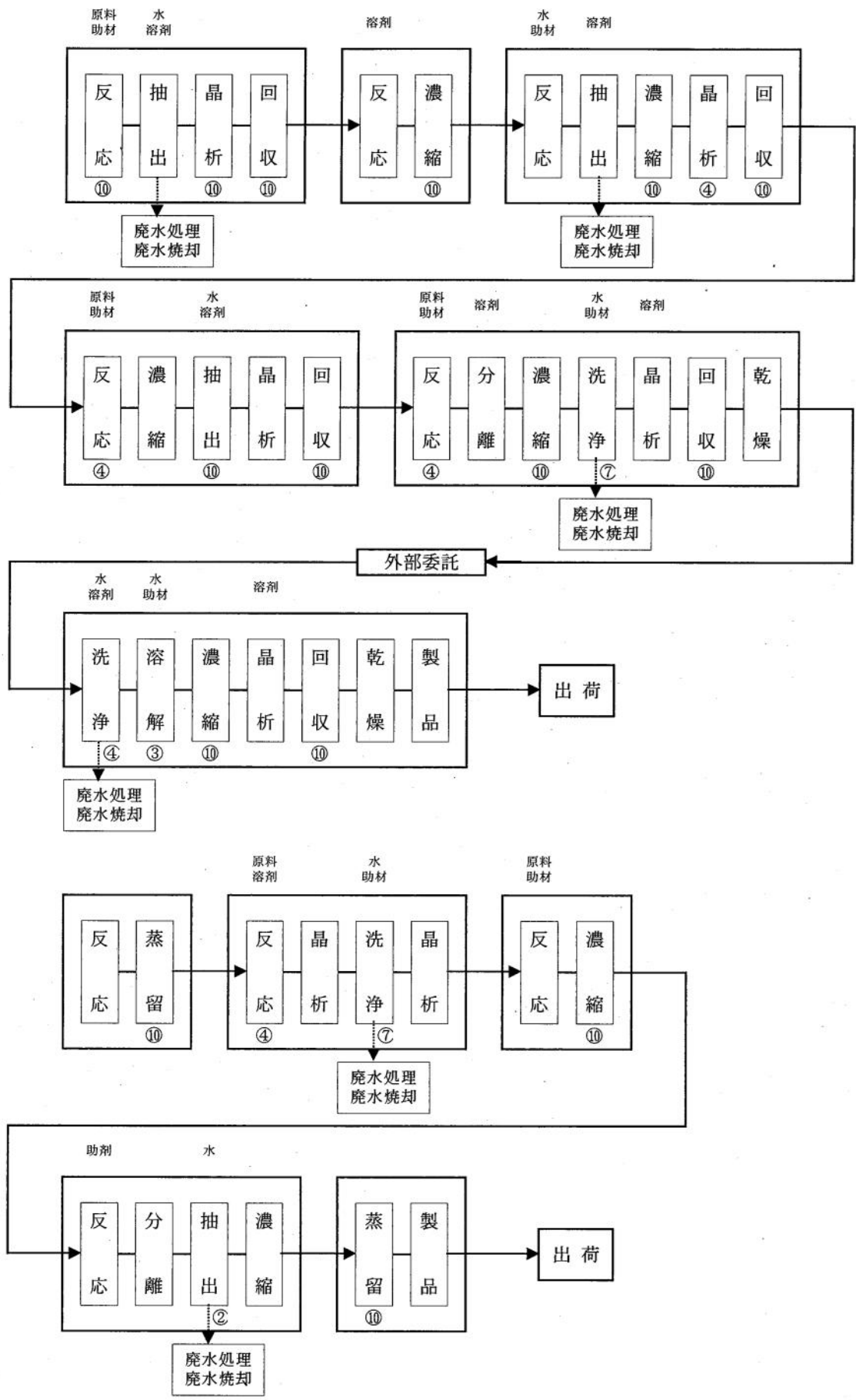


図3 医薬中間体フローシート [No. 3]

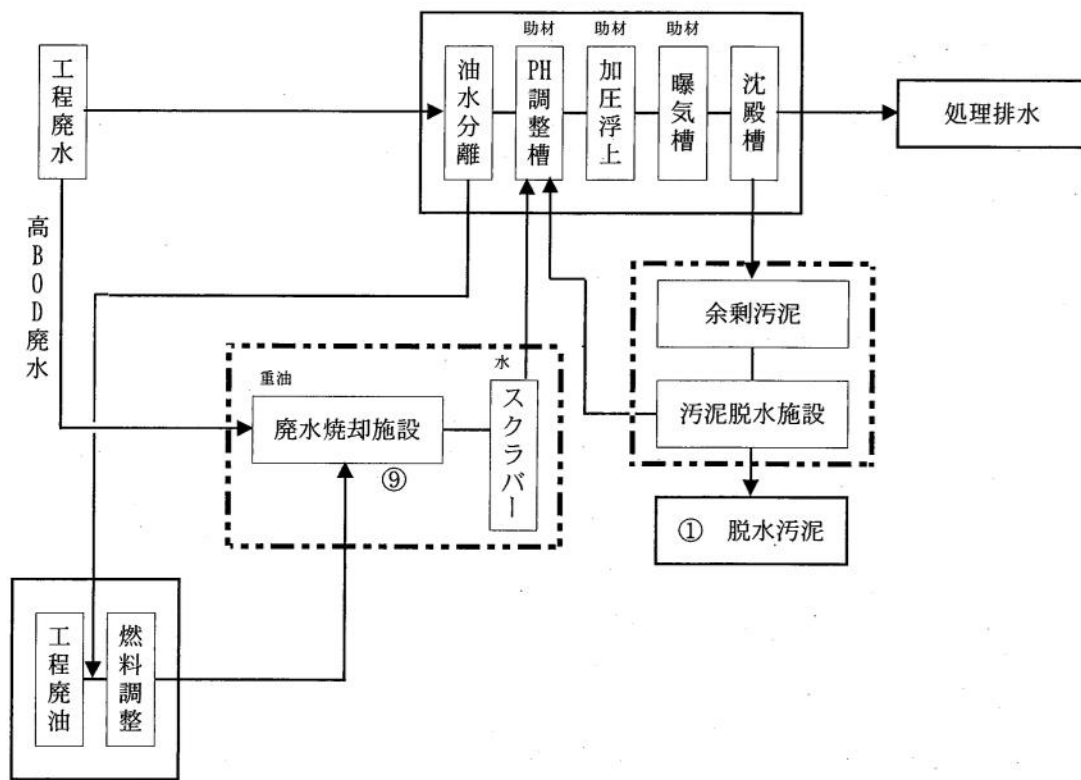


図4 廃水処理フローシート [No. 4]

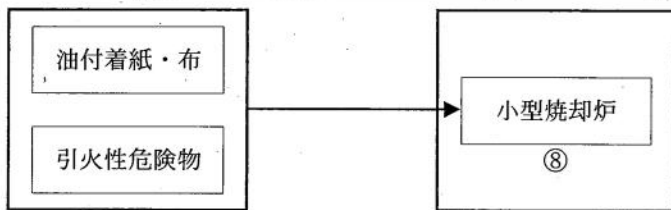


図5 小型焼却炉フローシート [No. 5]

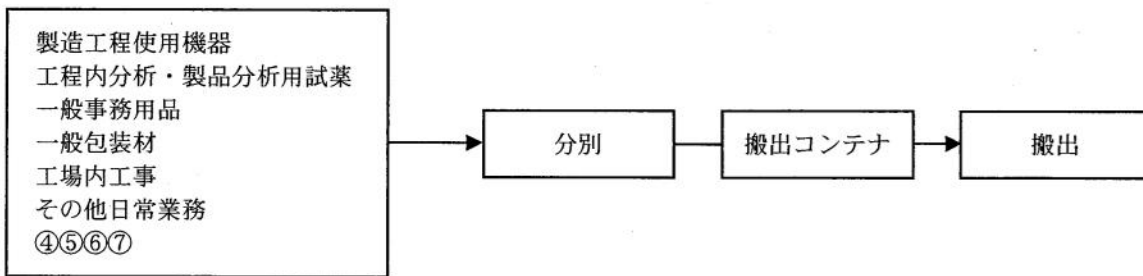


図6 その他フローシート [No. 6]

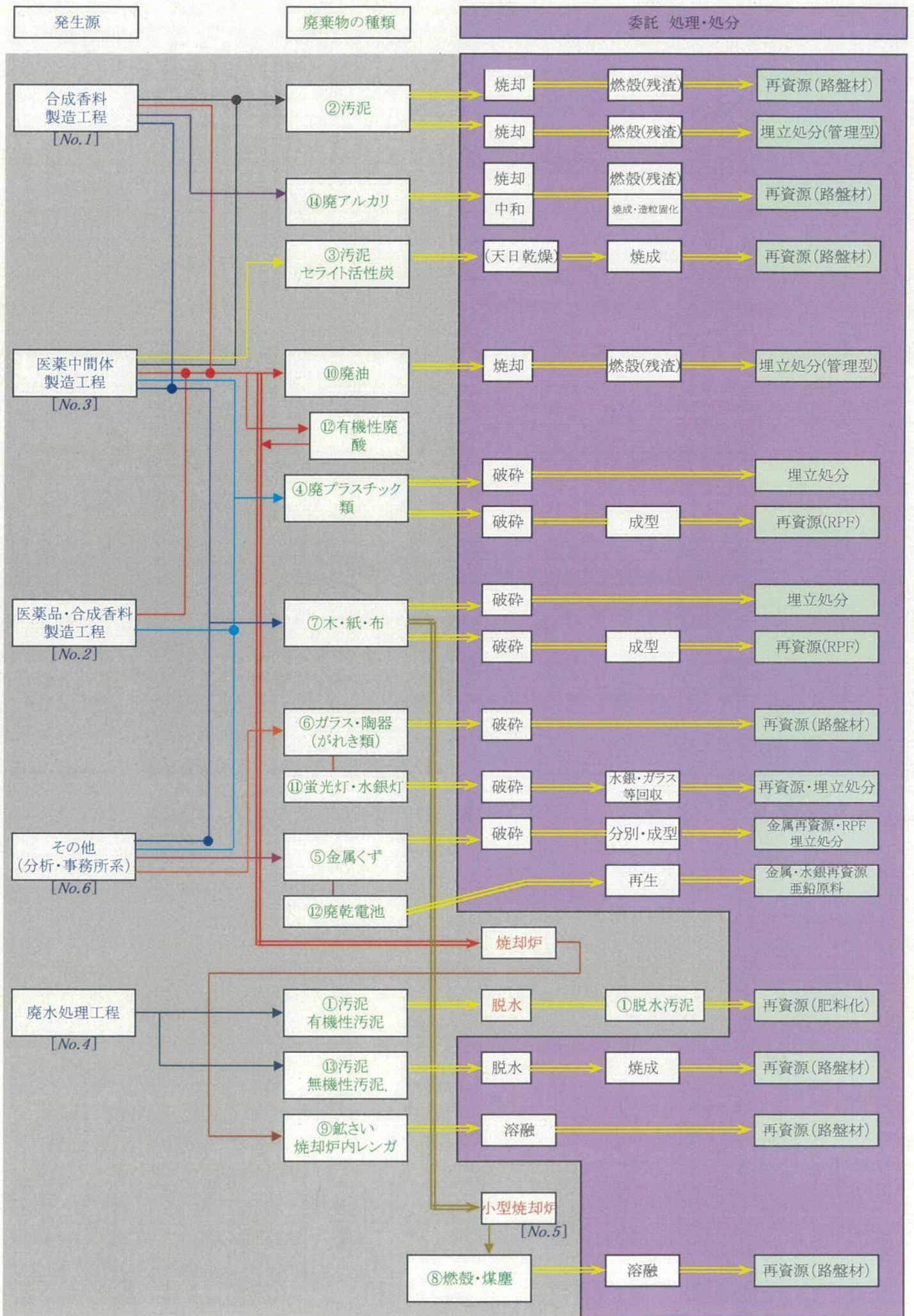


図8 廃棄物処理フロー図

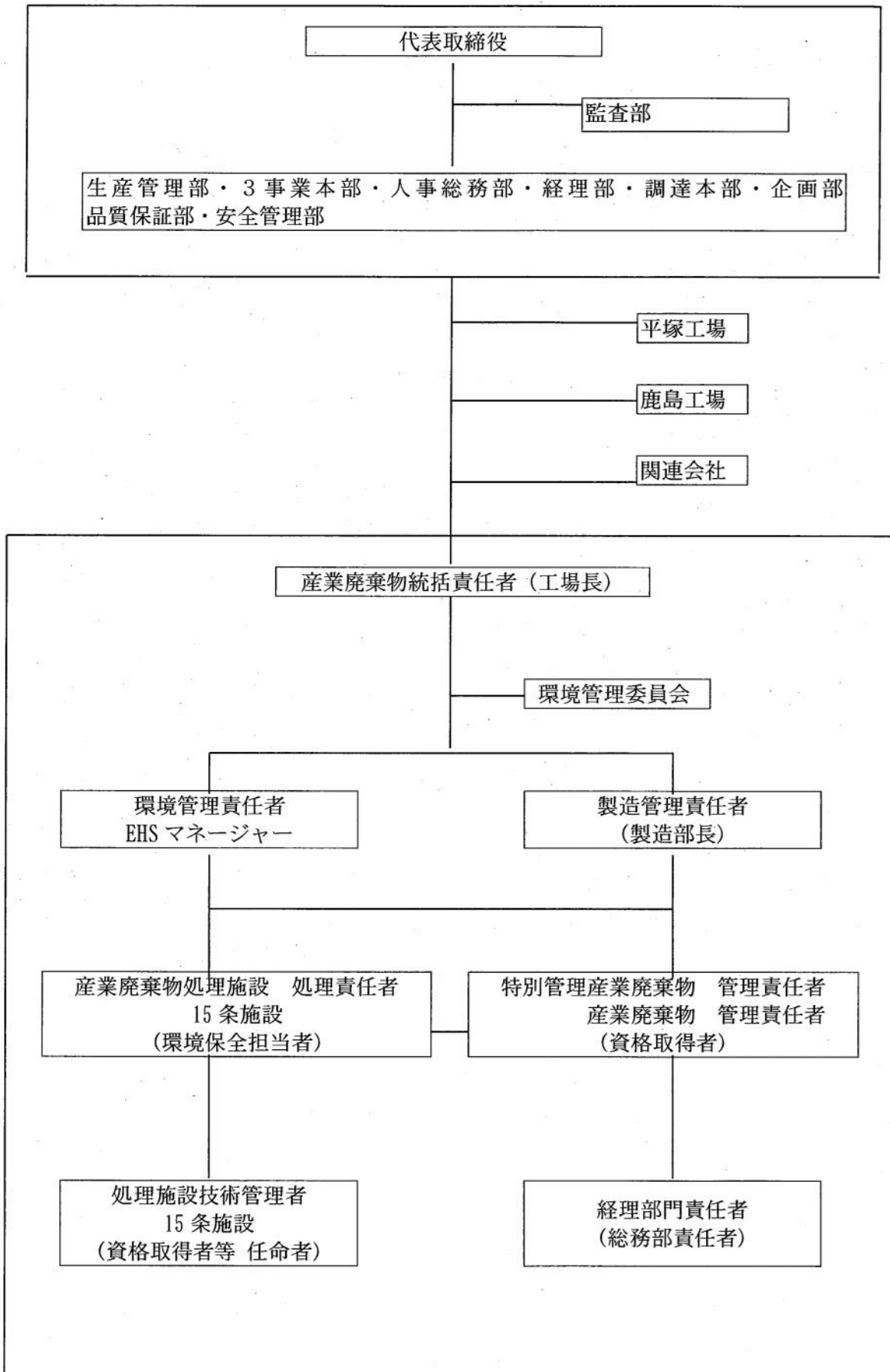
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙のとおり	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
①現状	【前年度(令和3年度)実績】 別紙のとおり
	産業廃棄物の種類_
	排出量_ t
	(これまでに実施した取組)
②計画	【目標】 別紙のとおり
	産業廃棄物の種類_
	排出量_ t
	(今後実施する予定の取組)
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

[1] 責任者及び管理組織図（当工場 IS014001 組織名称・役割で記載）

統括責任者	所 属 : 磐田工場 職・氏名: 工場長 隈元 浩康
廃棄物担当	組織名 : 総務部総務係 職・氏名: 副部長 鈴木 芳明 人数 4人
	組織名 : 業務室 職・氏名: 室 長 山上 智英 人数 3人
役 割	工場環境管理委員会 ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営上の必要事項の検討。 委員長 : 環境管理責任者 常任委員: 工場長・総務部長・製造部長 ・開発部部长・品質保証室室長・業務室室長 ・各係課長 その他必要関係者 事務局 : 総務部総務係
	産業廃棄物統括責任者 ○廃棄物処理方針の策定 ○工場廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物に関する各種事項の決定、承認
	環境管理責任者 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物電子マニフェストの交付・管理状況の把握 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項
	特別管理産業廃棄物・ 産業廃棄物管理責任者 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の適正保管管理 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の適正処理依頼 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物電子マニフェストの交付・管理 ○処理業者、再生利用業者の調査 ○IS014001 廃棄物管理規定の見直し、改定
	製造部門責任者 ○工程内リサイクルの推進 ○発生抑制の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○産業廃棄物処理施設の運転効率向上等の推進
	産業廃棄物処理施設 処理責任者 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物電子マニフェストの交付・報告 ○発生抑制の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○産業廃棄物処理施設の運転効率向上等の検討
	処理施設技術管理者 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理 ○産業廃棄物処理施設の運転効率向上等の検討
	経理部門責任者 ○産業廃棄物の排出・委託処理に係わる適正経理管理

廃棄物管理組織図



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

廃棄物の種類		発生量実績 (t/年) (R3年度)	発生量計画 (t/年) (R4年度)	排出抑制量 (t/年)	具体的取組
汚泥	① 有機性汚泥	4,515.4	4,495	-20.4	廃水処理安定運転確立
	② 油汚泥	0	10	10	※生産量により左右
	③ セライト活性炭	2.6	0	-2.6	※生産品目により左右
廃プラ	④フレコン PE・PP袋 廃ラップ	11.9	12	0.1	フレコンのリサイクル使用の推進 混入する発砲スチロールの分別・ 燃料化、RPF原料への分別強化
金属くず	④ 金属くず	4	3	-1	再生利用金属への徹底した分別
ガラス・ 陶器	⑤ ガラス片 ビン	3.9	3	-0.9	試薬瓶のリサイクル使用の徹底 サンプル瓶リサイクル使用徹底
木・紙屑	⑦木・紙くず	5.9	6	0.1	RPF原料への分別強化、コピー 用紙再生利用化 木使用削減
燃え殻	⑧燃え殻	3.4	4	0.6	焼却物の限定、分別の徹底
鉍さい	⑨耐火レンガ	7.5	10	2.5	※定期点検結果により左右
無機汚泥	⑩無機汚泥	0.6	0	-0.6	廃水処理安定運転確立
廃油	⑪廃油	1,737	1,850	113	リサイクルの徹底、精製濃縮方法 の検討 全量燃料化
廃アルカリ	⑫廃アルカリ	2,123	2,130	7	※生産量により左右
合計		8,415.2	8,523	107.8	

廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

[1] 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。
- ④ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導を行う。

- | | |
|------|---|
| 発生抑制 | ・ 工程内リサイクルを推進する。
・ 発生抑制を考慮した製造方法を検討する。 |
| 再生利用 | ・ 資源化、燃料利用を推進する。
・ 再生利用ルートを確保する。 |
| 中間処理 | ・ 脱水効率の向上等による中間処理を推進する。 |
| その他 | ・ 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。
・ 特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。 |

[2] 廃棄物処理の現状

- ① 当工場から発生する産業廃棄物は、合成香料・医薬品・医薬中間体製造工程からの廃油・汚泥（含油有機性汚泥）、各工程原料包装材からの廃プラ、木・紙屑、廃水処理工程からの汚泥（有機性汚泥）である。

令和 2 年度汚泥（有機性汚泥）の発生量は 4,518.6t/年と前年より 142.6 t/年増の発生、全体の発生量は前年より 1,180t/年増となりました。これからも、発生量が減少となるよう活性汚泥処理方法の安定化を図り発生抑制に努めます。

当工場から委託処理される産業廃棄物は、ガラス・陶器類も含め、その殆どの最終処分を焼却・焼成処分後の路盤材、肥料化、再生、再資源化等再生リサイクル処分を目指し取組みを行っており、平成 12 年 1 月に認証された ISO14001 を活用し産業廃棄物の削減、再資源化 95%維持を目標に掲げ運用していきます。

産業廃棄物の分別に関する事項

	種別・性状	対象物	包装形態	取組
産業 廃棄物	燃え殻	焼却灰	密閉缶（ドラム缶）	搬送・保管中に飛散しないこと
	鉱さい	焼却炉内耐火レンガ	密閉缶（ドラム缶）	搬送・保管中に飛散しないこと
	汚泥	排水処理後の汚泥 工程の汚泥	コンテナ コンテナバック	水分<85%、脱水 搬送・保管中に飛散しないこと
	廃油	廃油・廃溶剤	密閉缶（ドラム缶）	搬送・保管中に飛散しないこと
	廃アルカリ	特定有害物質を含まない PH<10.5の廃アルカリ	ローリー	搬送・保管中に飛散しないこと
	廃プラスチック 廃ビニール	生活活動に伴い直接発生 する廃プラスチック 廃ビニール	指定コンテナ	搬送・保管中に飛散しないこと
	金属屑	一般金属屑、アルミホイル 電線等で少量の物 生活活動に伴い直接発生 する金属屑	指定コンテナ	搬送・保管中に飛散しないこと
	木くず	パレット、木工屑	指定コンテナ	搬送・保管中に飛散しないこと
	紙類	段ボール、雑紙、雑誌 使用済みコピー紙 新聞紙、事務用紙	折り畳んで束ねる	搬送・保管中に飛散しないこと
	ガラスくず・コン クリートくず 及び陶器くず	ガラス片、空き瓶	指定コンテナ	搬送・保管中に飛散しないこと

工場毎に発生した廃棄物を分別保管、毎月の排出数量の数値管理を実施している。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っておりません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も再生利用を行う計画はありません。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	1718 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4497 t	t
②計画	(これまでに実施した取組) 廃水を排水処理する際に発生する汚泥を脱水機により脱水処理を実施。残渣は全量、再生砂及び肥料化の委託処分を行っています。 廃油については、自社の廃液焼却炉の燃料として使用、その際生じる排ガスを熱交換器に通し、そこにボイラーの給水を流し、熱回収を行っています。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	1850 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	4475 t	t
(今後実施する予定の取組) 前年同様、汚泥の脱水処理、廃油の排熱回収を実施します。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	（これまでに実施した取組） 自社での埋立処分及び海洋投入処分を実施したことはありません。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も埋立処分及び海洋投入処分を行う予定はありません。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	（これまでに実施した取組）	

産業廃棄物の処理委託に関する事項

		【前年度（R3年度）実績】						単位t
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	金属屑	ガラス・陶器	木・紙屑	燃え殻	
	全処理委託量	388	11.9	4	3.9	5.9	3.4	
	優良認定処理業者への処理委託量	27	11.9	4	3.9	0.9	3.4	
	再生利用業者への処理委託量	387	11.9	4	3.9	5.9	3.4	
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	
	産業廃棄物の種類	鉍さい	無機汚泥	廃油	廃アルカリ			
全処理委託量	7.5	0.6	19	2123				
優良認定処理業者への処理委託量	7.5	0.6	19	2123				
再生利用業者への処理委託量	7.5	0.6	19	2123				
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0				
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0				
①現状	（これまでに実施した取組） 汚泥・廃アルカリ：再生利用業者への委託をしている。 廃プラスチック類、金属屑、木、紙屑、燃え殻、鉍さい：再生利用業者への委託をしている。 電子マニフェストでの管理徹底。							

②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

産業廃棄物の処理委託に関する事項

【R4年度目標】		単位t					
産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	金属屑	ガラス・陶器	木・紙屑	燃え殻	
②計画	全処理委託量	390	12	3	3	6	4
	優良認定処理業者への処理委託量	30	12	3	3	2	4
	再生利用業者への処理委託量	390	12	3	3	6	4
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0

産業廃棄物の種類	鉍さい	無機汚泥	廃油	廃アルカリ		
②計画	全処理委託量	10	0	0	2130	
	優良認定処理業者への処理委託量	10	0	0	2130	
	再生利用業者への処理委託量	10	0	0	2130	
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	

(今後実施する予定の取組)

汚泥・廃アルカリ：再生利用業者へ処理委託をする。

廃プラスチック類、金属屑、木、紙屑、燃え殻、鉍さい：再生利用業者へ処理委託をする。

又、工場内で使用しているパレットについては、樹脂製の物への変更を進め木屑の減量に努める。

電子マニフェストでの管理徹底。

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元

完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応

事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了する

までの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

請
じ
ま
と。

- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

- 7 ※欄は記入しないこと。

中
間
量
行
取
あ
へ
の
入